

リスタ消臭ストレーナー



1. 開発背景
2. 商品説明
3. 特長
4. 設置方法
5. 設置例写真
6. データ

1. 開発背景

リスタ消臭ストレーナーは、最初、鹿児島県特産品の焼酎製造段階で発生する焼酎カスの悪臭防止用機能水を作製するために、鹿児島県内の業者が開発した装置です。

その後、畜産業の悪臭対策用に改良され、貯水槽、浄化槽の注水用、また飲水用として使用することで、臭気を10分の1に減らし、生育状態を改善出来ることから日本国内はもとより、中国、台湾、韓国、アメリカ等200箇所以上の実績があります。

弊社はビル管理業に最適ではないかと思い、ビル管理業用のリスタ消臭ストレーナーをレストラン、居酒屋、老人ホームでの悪臭対策、防汚テストを行っていました。結果が極めて良好でしたので、今回発売を開始いたしました。

特に弊社の光触媒コーティング、リスタコートのコーティング後のメンテナンス作業の軽減、効果の維持として最適だと思います。

2. 商品説明



リスタ消臭ストレーナーは、強化プラスチック管に酸化金属を焼結したチップをつめて、太陽光下(紫外線下)で本器に水を通すことにより、その水を機能化させ、消臭防汚効果のある水に変える装置です。

消臭管の中には酸化金属を焼結したチップが充填してあります。これは紫外線のエネルギーに反応して、電子を放出します。電子を放出した後の酸化金属は、電気的に安定する為に水(H₂O)を酸化して電子を補充します。

この際の水の酸化により、通常の水が有用な働きをする機能水へと変化します。

機能水は、有機物の腐敗を抑制します。その為、トイレ・厨房・浴室・洗面所などから発生する悪臭を大幅に低減させ、汚れにくくします。

3・特長ー1

1) 消臭管の水を使うと施設全体の臭いが無くなる!!

我々が日常不快に感じる悪臭や異臭は、酸化された有機物を腐敗菌が分解してできた有機物の臭いです。

腐敗菌が生息活動する為には、水が必要です。

施設内で使用する水が機能水になったら、
どうなるでしょうか。
腐敗菌が繁殖しづらい→悪臭の元になる有機酸が
発生しにくい。

よつて、「悪臭が発生しにくい」という事になります。

施設内のトイレ・風呂・洗濯にこの水を使用すると、不快な臭いが大幅に改善されていきます。

3・特長－2

2) リスタ消臭ストレーナーの水を使う事によつて、水回りの器具がきれいに保てる！！

水の基本的な特性として、全ての物質(汚れ物質)を溶かし込む性質があります。

水に溶け込んだ物質は、数ミクロン程度の微粒子、(これをコロイド状粒子といますが)コロイド状粒子は水中を漂っており、水の濁りや汚れとして我々の目に認識されるのです。

コロイド状粒子はトイレ・洗面台・浴槽などの水回りの器具に付着して、汚れていきます。

コロイド状粒子は、外側が非常に微弱な電位の膜で覆われています。

電位の膜により独立して、水の中に漂っているのですがリスタ消臭ストレーナーの水は電子が充満しているので、電子によりコロイド状粒子の外側の微弱な電位の膜が、低下したりゼロになります。

その為にコロイド状粒子は、単独で水中に浮遊している事が出来ずに、他のコロイド状粒子とくっついて、より大きなかたまりとなり、その重さの為に最期は沈み込んでしまいます。

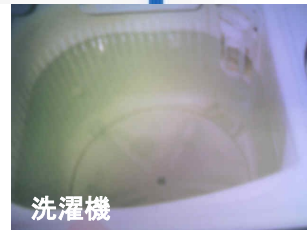
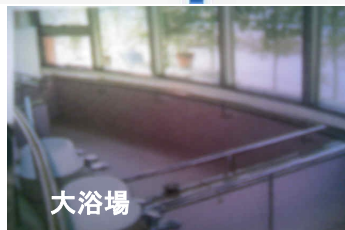
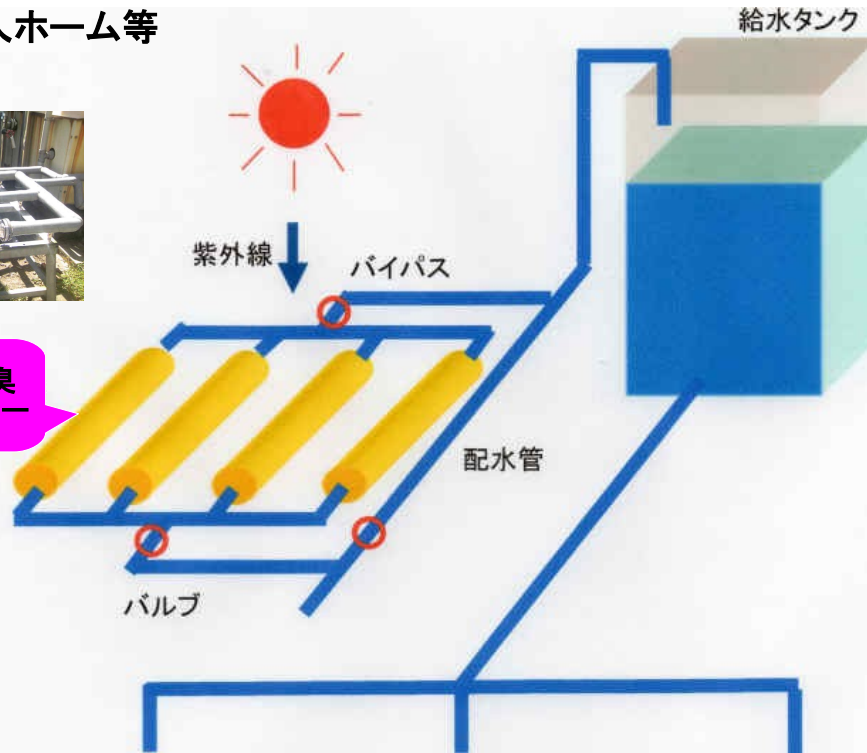
洗面器などの表面に付着している汚れなども、電位の変化の為に固まり、徐々に器具より剥がれ落ちていきます。

4. 設置方法

病院、老人ホーム等



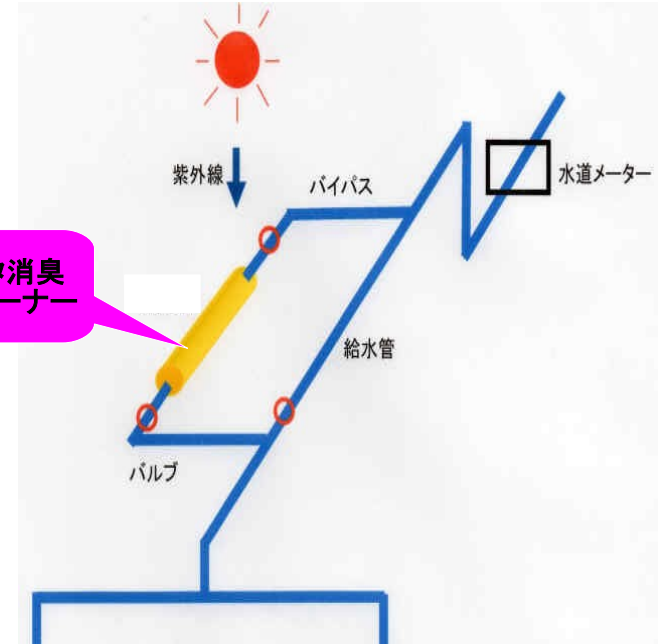
リスタ消臭
ストレーナー



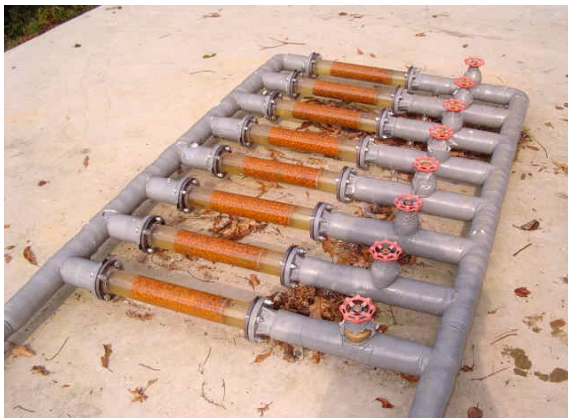
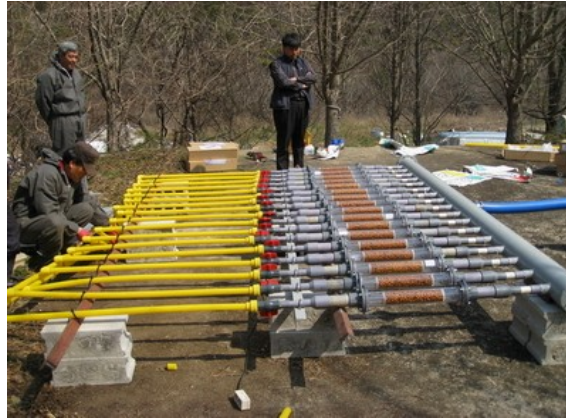
レストラン、居酒屋等



リスタ消臭
ストレーナー



5. 設置例写真



6. データ 1 水質検査

理事長 施設長 係
 14.1.30
 平成 14 年 1 月 24 日
 4967 号
 14.1.30
 平成 14 年 1 月 24 日

検査結果報告書

計量証明事業登録 鹿児島県別荘登録第 29 号 (登録)
 水道法による水質検査機関指定 厚生省政令第 1196 号 (平成 11 年 11 月)
 有害成分分析機関指定 環境庁告示第 51 号 (平成 6 年 8 月)

財団法人 鹿児島県環境技術協会
 理事長 内山 昭
 検査責任者 四ノ木 道史

採取場所 〇〇〇〇〇 字 〇
 採取日時 平成 14 年 1 月 8 日 15 時 00 分
 採取区分 低濃縮採取

平成 14 年 1 月 8 日に依頼がありました試料の検査結果を
 次のとおり報告致します
 (4062)

試料名: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 光温水 施設協議 4967 号
全 2 ページ中の 1 ページ

検査項目	検査結果	水質基準
1 一般細菌	1 個/ℓ	1ℓの水で形成される菌落数が100以下であること
2 大腸菌群	検出されず	検出されないこと
3 カドミウム	0.001未満 ㎎/ℓ	0.01 ㎎/ℓ以下であること
4 水 銀	0.0005未満 ㎎/ℓ	0.0005 ㎎/ℓ以下であること
5 セ レ ン	0.001未満 ㎎/ℓ	0.01 ㎎/ℓ以下であること
6 鉛	0.001未満 ㎎/ℓ	0.05 ㎎/ℓ以下であること
7 ひ 素	0.001未満 ㎎/ℓ	0.01 ㎎/ℓ以下であること
8 六価クロム	0.005未満 ㎎/ℓ	0.05 ㎎/ℓ以下であること
9 シ ア ン	0.001未満 ㎎/ℓ	0.01 ㎎/ℓ以下であること
10 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4.0 ㎎/ℓ	10 ㎎/ℓ以下であること
11 フ ッ 素	0.08 ㎎/ℓ	0.8 ㎎/ℓ以下であること
12 四塩化炭素	0.0002未満 ㎎/ℓ	0.002 ㎎/ℓ以下であること
13 1,2-ジ*クロロエチレン	0.0004未満 ㎎/ℓ	0.004 ㎎/ℓ以下であること
14 1,1-ジ*クロロエチレン	0.002未満 ㎎/ℓ	0.02 ㎎/ℓ以下であること
15 ジクロロメタン	0.002未満 ㎎/ℓ	0.02 ㎎/ℓ以下であること
16 1,1,1-トリ*クロロエチレン	0.004未満 ㎎/ℓ	0.04 ㎎/ℓ以下であること
17 テトラクロロエチレン	0.0006未満 ㎎/ℓ	0.01 ㎎/ℓ以下であること
18 1,1,2-トリ*クロロエチレン	0.0006未満 ㎎/ℓ	0.006 ㎎/ℓ以下であること
19 トリクロロエチレン	0.002未満 ㎎/ℓ	0.03 ㎎/ℓ以下であること
20 ベンゼン	0.001未満 ㎎/ℓ	0.01 ㎎/ℓ以下であること
21 クロロホルム	㎎/ℓ	0.06 ㎎/ℓ以下であること
22 ジブロモクロロメタン	㎎/ℓ	0.1 ㎎/ℓ以下であること
23 ブロモジクロロメタン	㎎/ℓ	0.03 ㎎/ℓ以下であること
24 ブロモホルム	㎎/ℓ	0.09 ㎎/ℓ以下であること
25 総トリハロメタン	㎎/ℓ	0.1 ㎎/ℓ以下であること
26 1,3-ジ*クロロベンゼン	0.0002未満 ㎎/ℓ	0.002 ㎎/ℓ以下であること
27 シマジン	0.0003未満 ㎎/ℓ	0.003 ㎎/ℓ以下であること
28 チウラム	0.0006未満 ㎎/ℓ	0.006 ㎎/ℓ以下であること
29 チオベンカルブ	0.001未満 ㎎/ℓ	0.02 ㎎/ℓ以下であること

試料名: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 光温水 施設協議 4967 号
全 2 ページ中の 2 ページ

検査項目	検査結果	水質基準
30 亜 鉛	0.01未満 ㎎/ℓ	1.0 ㎎/ℓ以下であること
31 鉄	0.05未満 ㎎/ℓ	0.3 ㎎/ℓ以下であること
32 銅	0.02 ㎎/ℓ	1.0 ㎎/ℓ以下であること
33 ナトリウム	10.9 ㎎/ℓ	200 ㎎/ℓ以下であること
34 マンガン	0.012 ㎎/ℓ	0.05 ㎎/ℓ以下であること
35 塩素イオン	8.7 ㎎/ℓ	200 ㎎/ℓ以下であること
36 亜硫酸イオン等 (硬度)	54.7 ㎎/ℓ	300 ㎎/ℓ以下であること
37 懸濁物質	172 ㎎/ℓ	500 ㎎/ℓ以下であること
38 陰イオン界面活性剤	0.02未満 ㎎/ℓ	0.2 ㎎/ℓ以下であること
39 1,1,1-トリ*クロロエチレン	0.0005未満 ㎎/ℓ	0.3 ㎎/ℓ以下であること
40 フェノール類	0.005未満 ㎎/ℓ	0.005 ㎎/ℓ以下であること
41 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	0.6 ㎎/ℓ	10 ㎎/ℓ以下であること
42 pH値	6.6	5.8以上8.6以下であること
43 味	異常なし	異常でないこと
44 臭 気	異常なし	異常でないこと
45 色 度	1未満 度	5度以下であること
46 濁 度	0.5未満 度	2度以下であること

注: 上記項目については、水道水質基準に適合する
 検査期日: 平成 14 年 1 月 8 日 ~ 平成 14 年 1 月 24 日

理事長 施設長 係
 14.1.30
 平成 14 年 1 月 24 日

